

川西市建設工事検査技術基準

平成21年10月1日施行

平成28年4月1日改正

(目的)

第1条 本基準は、川西市建設工事検査要綱(以下「要綱」という)の規定に基づき、建設工事の請負契約に係る検査について必要な基準を定めることにより検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(完成検査の内容)

第2条 完成検査は、当該工事の成果物を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、品質、出来形及び出来ばえ等について、適否の判断を行うものとする。

2 前項に定める検査項目及び検査内容については、別表1に基づき行うものとする。ただし、検査員が特に必要と認めた場合は、本基準に掲げる検査箇所、内容以外の部分を指定して検査することが出来るものとする。

(出来形部分検査の内容)

第3条 出来形部分検査は、すべて完成検査に準じて行うものとする。

(中間技術検査の方法)

第4条 中間技術検査は、完成検査を補完するために工事の実施状況及び完成時点で不可視・手直しの困難となる部分等を、臨場若しくは工事写真等により机上にて確認するもので完成検査基準に準じて行うものとし、契約検査課の検査対象工事において実施する。

なお、単純な外形寸法の確認等、適否の判断が容易に行えるものは、中間技術検査の対象としない。

2 中間技術検査の対象及び検査時期については、別表2の基準を参考に工事毎に検査員、監督員が工事着手前に協議し決定するものとする。なお、施工方法、施工手順等の計画により請負業者の意見等を聴取する必要がある場合は、請負業者の現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を立ち合わせることが出来る。

3 中間技術検査の実施について監督員は、事前に中間技術検査の対象に係る施工計画書等を検査員に提出し、実施時には請負業者に出来形管理資料、品質管理資料及び工事写真等並びに検査時に必要となる検査用具等を準備させるものとする。

4 検査員は、対象物等の外形、出来形等の実地確認に加え、工事過程の品質管理資料、工事写真等により、品質、性能等の確認を行うものとする。